

松山地方裁判所委員会（第5回）議事概要

1 日 時

平成17年9月16日（金）午後2時00分から午後4時00分

2 場 所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委 員） 明石成司，上野公裕，角谷比呂美，黒田徹三，田中信義，西蔭健，藤川研策，宮本寿，山本耕平

（事務担当者） 原事務局長，門田総務課長，櫛辺総務課課長補佐

4 議 事（ 委員長， 委員）

(1) 下司委員長転任伴う委員長の選出について

田中委員が適任である。

異議なし

田中委員が委員長に選任された。

(2) 8月3日及び8月4日に開かれた裁判員制度模擬裁判について，裁判所から

説明

(3) 裁判員制度について

模擬裁判が終わった後，疲労感はあったが，一仕事をしたという充実感もあった。手続きについては，裁判官から丁寧に説明があったので，審理をする上であまり不安はなかった。複雑な事件を2日で判決宣告まで行うには，さらに工夫が必要であると思われる。

模擬裁判の際に，パワーポイントを利用して説明していたが，非常にわかりやすく，効果的であったと思う。

パワーポイントなどを利用すると、裁判員は理解しやすいと思われるが、弁護をする側から見ると、弁護の内容をパワーポイントで作成し、説明することは、相当な負担になるおそれがある。裁判員裁判の弁護の際には、パワーポイントを利用しなければならないとなると、国選弁護は引き受けたくないという声も出るのではなかろうか。

模擬裁判だから被告人に質問することができたが、実際の裁判で殺人事件の被告人などに直接質問するのは難しいように思う。評議の上で、裁判長が質問する方法がよいと思われる。

一般の人は、どういう発言が誘導尋問にあたるのか分かりにくい。質問の仕方等について、事前に説明する必要があると思われる。

裁判員裁判の第一印象は、裁判員は大変だということである。自白事件は、比較的容易に審理することができると思われるが、否認事件は、事実認定に苦勞すると思われる。審理のスピードが速まることで、被告人に不利益になるケースも出てくるのではなかろうか。

事前に裁判員に知識を与える場合には、一方に偏らないようにするために法曹三者で検討する必要があると思われる。

今回の模擬裁判では、一方に偏らないようにと、裁判官からたびたびアドバイスがあった。

今回の模擬裁判を非公開にしたことは、報道機関からみると理解は得られない。

(4) 裁判員制度全国フォーラムイン愛媛について

全国フォーラムの開催について、裁判所から説明

商工会議所などに協力してもらい、経営者側から参加してもらう必要がある。

将来の裁判員候補者でもある若い人にも理解してもらうために、松山大

学，愛媛大学等の学生にも声を掛けてはどうか。

ある種の団体に一定の人数を要請することも必要であると思う。間近にせまった裁判員制度を理解してもらうためには，さらに積極的な啓蒙も必要ではないかと思われる。

(5) 一般広報について

裁判官等の出張講義等について，裁判所から説明

一般的な広報はときどき目にするが，具体的なイメージが湧いてこない。これまで以上に周知徹底して広報する必要がある。文部省などを通じて学校教育に組み込んでいく方法も考えられる。

法教育も継続的に行う必要がある。

商工団体を通じて企業に理解を深めてもらう必要がある。企業ではメンタルヘルスなどの問題では定期的に講師を受け入れているので，裁判員制度の広報も同様な手法を採ってはどうか。

裁判員裁判は，住民の生活に大きな影響を及ぼすものであるから，裁判員裁判制度に関する正しい情報の伝達は，地域住民を保護すべき立場にある地方自治体の義務でもある。裁判員裁判に関する情報は，コミュニティーレベルまで浸透しなければならないが，その場合の広報を裁判所が全部請け負う必要はないと思う。行政機関をもっと利用すると効果的なお茶の間レベルまで浸透するような広報ができるのではなからうか。

5 次回

「裁判員制度について」

2月22日（水）午後1時30分から午後4時まで